

令和6年度 第2回

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会

日 時：令和6年7月30日（火）午後2時～午後5時

場 所：京都市役所本庁舎4階 正庁の間

出席者：＜常任委員8名＞

川勝委員、北村委員、熊谷委員、佐々木委員、田中委員長、
内藤委員、西垣副委員長、増田委員

＜特別委員2名＞

田中委員、矢ヶ崎委員

議 題：(1) 「宿泊税の制度の在り方」の検討

- ・ 宿泊事業者アンケートの結果等
- ・ 論点整理

(2) 関係団体ヒアリング

- ・ 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合（理事長 磯橋輝彦氏）
- ・ 日本ホテル協会京滋奈支部（事務局長 福田啓介氏）
- ・ 京都簡易宿所連盟（副代表 小森勇佑氏、ルバキューエール
裕紀氏）

(3) 答申の取りまとめに向けた協議

<議題(1) 「宿泊税の制度の在り方」の検討>

○田中委員長

ではこれから議事を進めていきたいと思えます。委員の皆様よろしくお願ひいたしま
す。

最初に本日の議事内容についてお手元の資料の一番上の次第に沿って、簡単に説明を
させていただきます。本日の議題は3つございます。1つ目は宿泊税の制度のあり方の
検討、2つ目は関係団体へのヒアリング、3つ目は答申の取りまとめに向けた協議で
ございます。それでは内容に入っていきたいと思えます。

それではまず、宿泊税の制度のあり方の検討です。関係団体ヒアリングの実施に先立
ち、事務局から事業者アンケートの結果報告や前回の検討委員会で御議論いただいた各
論点の考え方等について説明を頂戴したいと思えます。委員の皆様には事務局の説明を
参考として、ヒアリングに臨んでいただければと思えます。

それでは資料2について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局から資料2「宿泊税の制度の在り方の検討について（2）」について説明）

○田中委員長

ありがとうございました。今の事務局からの説明に関して、内容についての各委員の

御質問や御意見についてはこの後のヒアリングが終わった後、おそらく90分程度の時間が予定されていますので、その時にお願いしたいと思います。現時点では、事実の存否等に関する事実関係の確認のみに限定して何かお気づきの点があればお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

では、基本的に事実関係については特に異論はないということで、今の事務局の御報告等を参考にしながらこれからのヒアリング等をお聞き願えればと思います。

<議題(2) 関係団体ヒアリング>

【①京都府旅館ホテル生活衛生同業組合】

○代表者

まず、京都市の宿泊税については、今、見直しの時期というところですが、宿泊税がどのように使われるのかというのが一番のポイントではないかと思います。京都市が目的税として宿泊税を導入してから全国各地で宿泊税の導入が進んだ、その先駆的な所として思われていますが、全国の旅館ホテルの組合では、徴収義務者も含めて色々と宿泊税の活用というものを行政とともに考えている都市が非常に増えています。もともと特別地方消費税というものがありまして、いわゆる贅沢税といわれるもので、宿泊代や食事代が一定額を超える場合にかかる普通税でした。この税の全廃に関しては、旅館ホテル組合が中心となって動いた経過がありますが、宿泊税はあくまで目的税ですので、宿泊税の徴収義務者としては、泊まられている方がどのような利益を受けるのか、また、市民の税金で賄っているものを他府県等から入ってこられる方にも負担いただきたいというのであれば分かりますが、困っているから観光全般を見直すために宿泊税制を見直すというのは、ちょっとおかしいのではないかなというところは、徴収義務者の中の意見として多いです。

本日提出する要望書にも記載していますが、そもそも論として、観光目的で京都に入ってくる方や宿泊客の割合は京都市の資料でも出ていますので、そこの観光税としての徴収のあり方を根本としては考えていただきたい。宿泊税を取るにしても、明確な使い方というものをこれから何年後というのではなく、毎年のように徴収義務者も含めた中で検討していただくことが重要であると考えます。私も全国の旅館の組合の理事会等に参加しましたが、やはり京都はどちらかという、遅れている使い方をしていないかと責められることも多い状況ですので、しっかり観光を国際文化観光都市として先進的に行政が進めていただくうえで、徴収義務者を含めて、しっかりとした使い方の検討をしていただきたいと思います。他都市とは違って人口も多いですし、今はオーバーツーリズムの問題もあるので、なかなかそこまで徴収義務者の意見を聞いていただけないかもしれませんが、徴収義務者として人的・費用的な負担があるのが事実であり、これからまた税率が変わるとなると、それに対する費用も人的な負担も発生するところを、今回の宿泊税見直しに対する要望書という形で上げさせていただきましたの

で、どうぞ御検討いただければと思います。以上です。

○田中委員長

ありがとうございます。これから質問等をさせていただきます。まず私の方から。今お話しいただいた中で、積極的に、本来の納税義務者である宿泊者の利益になるような宿泊税の使い方をして欲しいという、そのように強く要望されるという御趣旨というか、例えば、宿泊事業者の方が宿泊税を徴収される際に、実はこの宿泊税というのは本来の納税義務者である宿泊者の利益に十分なっているということを、ちゃんと説明できるような、そういったものであれば宿泊事業者としても徴収しやすいという御趣旨でおっしゃっているとの理解でよろしいでしょうか。

○代表者

はい。私は、京都府の旅館組合の理事長ですが、例えば、宮津市など、京都市のように潤沢に観光に回すお金もないような都市もあります。そうなると、根本的に議論が変わってくる。お金がないから宿泊税をもらって、観光の方や宿泊の方に資するような観光の予算に分配してもらえないのかという議論を進めていく都市もありますが、京都市であれば、宿泊者から取った分を観光協会であったり、MICEであったりとか、そういったところに渡すのであればまだ分かるが、それがインフラに回されるだけではちょっとおかしいのではないのかと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。今おっしゃったことの関係でいうと、要するに使い道をよりはっきりするような、目に見える形でもっと示して欲しいという、そういった御趣旨かと理解しています。それはおっしゃるとおりだと私は思いますが、今日の最初の御発言の中で、例えば京都の宿泊税の使い方として、現状を更に改善するならばこういう使い方にして欲しいというように、具体的な使い方についてお考えがあれば、お教え願いたいと思います。

○代表者

今はどうしてもオーバーツーリズムが先に立って、そちらに予算が行きがちで、宿泊業は儲かっているように思われていますが、コロナの打撃が一番厳しくあった業界でもあり、実態はそうではない。支援が必要だと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。あと、おそらく1人2人は質問いただけるかと思いますが。

○西垣副委員長

御説明ありがとうございます。大変大事な点を御指摘いただいたと思っております。意見書の中に定率制ではなく定額制を維持して欲しいというような御意見があったかと思いますが、定率制ではなくて定額制が良いとする理由をお教えいただきたいと思っております。

○代表者

一番は、料金によって税額が変わると、それだけ税をいただく際の手間や人件費、システム的な負担などが発生する。また、例えば1泊2食で10万円をお客さんから徴収する場合に、宿泊料金と食事代の内訳をどのようにするかは自由であると今のところ聞いている。その辺りで、税額を安くするためにわざと料金を調整するような、そういう施設も出てくると思われます。

○田中委員長

はい、ありがとうございました。一どうぞ。

○川勝委員

御説明ありがとうございました。短くいくつかお尋ねしたいと思います。まず、宿泊税導入時には、これを導入するとお客さんが減ってしまうのではないかという御懸念をよく聞きましたが、コロナの影響はイレギュラーだとして、実際に宿泊客数への影響があったという客観的な事実はありましたか。

○代表者

減った事実はないと私は思っています。当業界団体でのヒアリング等においては、ないと思います。

○川勝委員

そうすると、今回もし税率を引き上げることになった場合にも、さほどそれ自体が直接の影響を与えるとは考えられないと。

○代表者

考えられないとは思いますが、メディア等の“謳い方”による間接的な影響はあるのではないかと思います。特に京都というのは、いわゆるインバウンドで値上がりが一番きついとされる都市ですので、国内需要がコロナ以降なかなか回復しない中で、円安も相まって、国内需要上の懸念が発生していることは事実でありますので、そこに更に宿泊税増税となると、もう京都は外国人しか相手にしていないというような印象が、マスコミを通じて広がるのではないかと想定しています。

○川勝委員

なるほど。情報の発信次第ではちょっと影響を受けかねないというお話かと思えます。あともう1つは、先ほど事務コストの話が出ていたと思いますが、この宿泊税の目的としては、特に観光振興というのがあり、その意味では、一定の恩恵を宿泊税収から受けるのは当該業界団体ではないかと思えますが、それ以上にコストの方が重いという認識なのでしょうか。極端に言えば、事務コストが大きすぎて、税収を使って観光振興に寄与するような取組をされるより、いっそのこと宿泊税など無い方がいいというような認識なのか、そのあたりを教えてください。

○代表者

宿泊客がすべて施設に直接予約されるのであれば経費負担はないと思いますが、旅行

会社やネット販売の手数料は少なくとも7%、多ければ15%以上のところもあるので、宿泊税分にもそのような販売コストが掛かるのは大きな負担だと思います。宿泊税が200円の場合に宿泊料金に300円を上乗せできるのであればよいですが、それも難しいところです。

○川勝委員

税金による便益と事務コストの負担の見合いでいうと、どちらの方が高いのでしょうか。

○代表者

人的な面まで入れるとやはりコストの方が高いかなと思います。

○川勝委員

ありがとうございます。

○田中委員長

ありがとうございます。1点だけ。最初の方でおっしゃっていた観光客の「受益」の意味内容、つまりその範囲ですが、例えば長期的に考えた場合に、京都市内の一定の観光客等も訪れる可能性のある公園の整備とか、そういうある種のインフラ整備のようなものも含めて広い範囲で観光客の利益と考えていらっしゃるのか、あるいはそういったことはやめて、とりあえずは当面の利益に関わるような、観光客に直接的な受益のあるものを考えていらっしゃるのか、その辺りの考え方はどうでしょうか。

○代表者

まずは透明・わかりやすい方が良く考えております。また、やはり観光客と市民との共生のために、入浴される方からいただくというのが基本の考え方であると思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。一どうぞ。

○佐々木委員

御説明ありがとうございます。お話の中で、宿泊税収を旅館系の協会などに渡すというような御発言があったかと思いますが、具体的にどのようなことに使おうという心積もりやイメージがおありでしょうか。

○代表者

直接、業界団体を援助していただきたいというような思いはないですが、行政の中でも京都市観光協会や観光MICE推進室のような観光を専門的に毎日考えているような人がおられるところにしっかりと予算をつけて、観光のために使っていただくのが大事だと思います。

○佐々木委員

観光のためにというのは例えば。

○代表者

例えばオーバーツーリズム対策でも、観光客の動線は空港から始まって、京都であれ

ばいわゆる文化観光のような形で観光をされる中で、表示看板の在り方など、観光に来られる方がスムーズに観光していただくためには何が必要なのかというのを一番理解されているのは観光協会なので、そういうところに予算をつけていただくのも必要というところで発言させていただきました。

○佐々木委員

ありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございます。あといかがでしょうか。

○増田委員

質問を1つだけさせていただきますでしょうか。宿泊税は、料金に応じて段階的な税額区分となっています。そこで一番ポイントになるのは、2万円以上か未満かというところだと思うのですが、先ほど宿泊料金と食事代の内訳をどのように計算するかによって区分が変わるという意味合いのことをおっしゃったように思います。実態としてそこは公正にやられていると思いますが、一部の事業者に不公正があってもおかしくないと思認識なさっているのか。ニュアンスをお持ちでしたら教えていただけませんか。

○代表者

税率区分の境界付近でなければ特に問題にならないと思いますが、微妙なところでは、やはり現状食事代をどのように計上するかは自由とされているので、事業者がそれぞれ判断している面もあると思います。

○増田委員

ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。時間の関係もあるので、ここで終了させていただきます。本当に本日は貴重な御意見をありがとうございました。

【②日本ホテル協会京滋奈支部】

○代表者

事前に意見書の方を提出させていただいておりますので、これに沿ってお話をさせていただきます。

まず、宿泊税制度全体についてでございます。現在、税率の見直しを検討していると伺っておりますが、京都市の宿泊税につきましては、他の地域と比較しても、すでに高い水準にあると思われれます。また他都市におきましては、免税点の設定や販売価格が安いところの税率が100円からスタートということになっておりますが、京都市におきましては免税点がないことや、2万円未満については一律200円を徴収するというところで、比較すると少し高い水準にあると思います。そういった中でさらなる負担増となりますと、なかなか納税者の方の理解を得にくいのではないかと危惧をしているところ

でございます。更に宿泊税が高くなることで、旅行先として京都を避ける「京都離れ」と言いますか、そういったことに繋がらないかと懸念をしております。もしくは大阪や滋賀県などの隣接府県に宿泊して京都観光する、そういったようなケースが出てくるのではないかと考えていまして、宿泊事業者としては心配をしているところでございます。

また、税率の見直しとなりますと、システムの改修をはじめウェブサイト、ホームページの更新や、印刷物等の刷り直し等が必要となりまして、そういった費用がまた宿泊事業者への負担にならないか。また、現場スタッフの作業負担の増加にも繋がるのではないかとこのことを心配しているところでございます。宿泊事業者におきましては、コロナ禍において非常に甚大な被害を受けておりまして、各所ともなかなか財政状態が悪化している状況がまだ続いております。その影響は今もありまして、売り上げが少しずつ戻りつつありますが、完全な回復を遂げるにはまだ相当な年月がかかるということが現状かと思えます。まさに今、人手不足が非常に深刻化しておりまして、営業調整を余儀なくされるなど新たな課題にも直面しているところでございます。そういった中で宿泊税の見直しとなりますと、宿泊事業者的にも費用的・作業的な負担が増えるのではないかと懸念しており、そういった状況下においてはなかなか対応が難しいのではないかとこのことが正直なところでございます。そのため税率の見直しについては基本的には反対という立場ですが、やむを得ず今後何らかの形で見直しを実施するということになりました場合には、経過措置は設けない形での実施を希望するというのが現場からの意見としてありますので、お伝えさせていただきたいと思えます。新しい税率と古い税率が混在すると現場としても混乱するということがありますので、税率見直しを実施される場合であれば、そういった経過措置のない形での実施をお願いしたいと思えます。そうなりますと事前に相当の時間、準備期間とか周知期間を設ける必要があるかと思えますので、少なくとも1年以上の期間を設けていただければと思えます。また宿泊料金が高い価格帯のみ税率を引き上げるといような議論もあるかと思えますが、観光課題を引き起こしているのは富裕層の方も低価格帯のお客様も同じであるかと思えます。宿泊額に応じた段階的定額制ではなくて、宿泊額の多い少ないにかかわらず1人当たりいくらかという額にするのが本筋ではないかと思われまます。また、そもそも現在は宿泊税という形で宿泊者のみから課税をされておりますが、宿泊者のみならず、日帰りの方も含めて、幅広い形での徴収をするような仕組みができないかということも御検討いただければと思っております。宿泊税ではなくて、京都への「入京税」といいますか、そういった幅広い人から少しずつ徴収するようなことも御検討いただければと思えます。

では次に運用面についての課題となります。宿泊税の特別徴収を行うに当たりまして、補助金をいただいております。事務作業に係る人件費に加えまして、宿泊税をキャッシュレスで支払う際の決済手数料、これも宿泊施設の方で負担をしている所もありまして、補助金で実際は賄えておらず、宿泊施設側で費用の持ち出しが発生しているというのが現状となっております。今後キャッシュレス化が進みますと、その決済手数料の負担が

更に多くなってまいります。補助率の見直しですとか上限の撤廃をできればお願いしたいというのが要望としてございます。またもし税率の引上げを行う場合には、先ほどのシステム改修ですとか色々な費用が発生すると思いますので、そういったところの負担軽減をお願いできればと考えております。その他、宿泊税の税額が上がりますと先ほどのキャッシュレス決済手数料の負担も増えてきますので、税率の見直しをもし行うのであれば、やはり補助率の見直しも御検討いただければと思います。以上が意見です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。最初に、私の方から質問させていただきます。仮に宿泊税の税率を見直すことになった場合に、今の基本的な骨格を維持すると、2万円以下の部分の200円も少し税率としては上昇するということになります。仮にそうなった場合に、例えば2万円よりも少ない低価格料金の部分についての配慮と言いますか、そういうようなことの必要性があるのかという点についてどう考えていらっしゃるのか、少しお教え願えますでしょうか。

○代表者

観光課題となっている混雑などについては、富裕層の方であっても低価格層であっても変わりはなく、そういった意味では今の200円のままでいいかなと考えています。

○田中委員長

なるほどわかりました。ありがとうございます。もう1点。様々な事務負担についておっしゃっていたことの中で、事業者として、仮に何らかの制度変更があった場合に、最も切実になるのは例えばどういうものでしょうか。2.5%の補助率が問題なのか、あるいはクレジット云々というようなものが問題なのか、最も問題だと感じていらっしゃるのはどういった点なのかお教え願えますでしょうか。

○代表者

キャッシュレスは、手数料をクレジット会社に対して支払いますが、納税者にとっては別にそこに払うことを目的としないわけです。我々としても、クレジット会社が儲かるために支払ったような形になりますので、ここの費用を何らかの形で支援いただけると良いというのが一番大きい。キャッシュレスがどんどん進むと更にホテル側の負担というのは増えてくると考えております。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。一あと、どなたでも結構です。ございますか。

○西垣副委員長

御説明どうもありがとうございました。京都市の方で実施された事業者対象のアンケートの中でも、宿泊税を実施して5年経っても宿泊税の認知度についてはまだ問題が残っていて、知らなかったというような御意見もあったように思いますが、ホテル協会の方ではどのように受けとめておられるでしょうか。

○代表者

海外の方はあまり御存じではないかと。もうちょっと認知度は上がっていかないといけないと思います。

○西垣副委員長

ホテル利用者の方で、比較的、海外旅行で宿泊税を導入している国にも行かれている方などは、もう少し慣れておられるのかなと思いますが、そういうことでもないですか。

○代表者

事前にホームページや旅行代理店等で周知していただくことが必要かなと思います。

○西垣副委員長

なるほど。もう1つ。予約サイト等では、クレジットカードで前払いされて、その中で宿泊税も払われている方もおられると思いますが、それは大体感触的には何%ぐらいでしょうか。

○代表者

聞いた限りでは、現地でのキャッシュレスが増えている。

○西垣副委員長

なるほど。現地払いの際に、予約時には宿泊税のことを十分に知ることができてなくて、現地に来られてから宿泊税について少し驚かれるという、そういうような構図ですか。

○代表者

まあそういうことです。

○西垣副委員長

ありがとうございました。

○田中委員長

はい。どなたかございますか。一どうぞ。

○矢ヶ崎特別委員

御説明大変ありがとうございました。本当に日々御苦労されながら宿泊税を徴収いただいているということ把握させていただきました。1つお伺いしたいのですが、宿泊税が京都市で導入されてから一定の期間が経過しておりますが、その中で宿泊税というものがあつたのでこういうことができ良かった、と思われることがありましたらお願いします。それからもう1つは、今後どのようなことに使っていくべきであるか、使途に対する御希望、こういったところを教えていただくと大変ありがたく存じます。

○代表者

特に京都に来られた観光客の方は、設備の面でメリットを感じられているのではないかと思います。一方、京都市民の方はよく「観光課題」と言われていますので、あまりメリットを感じられていない方が多いのではないかと思います。そういった市民の方にとって何かメリットが感じられる、海外から来られた観光客の方が払った宿泊税が自分たちに返ってくるというのを実感できるような事業に投資されるのが一番良いか

など思っています。海外からの観光客を敵視するといいますか、あまり来ていただきたくないというような雰囲気だと、やはり持続的な観光というのは成り立たないと思いますので、京都市民が観光客にウェルカムな姿勢で臨むためにも、そういったメリットが享受できるような事業にお金を投資するのが良いと思っています。

○矢ヶ崎特別委員

ありがとうございました。

○田中委員長

はい、ありがとうございました。あと、ございますか。

○増田委員

宿泊税の設計の基本に関わることですが、富裕層もそうでない方も課題の原因になっているという意味では同じであるため、同額の負担を求めるべきではないかという御意見について、理屈としてはよく分かるのですが、一方で、同じ2000円でも2万円で2000円と5,000円で2000円とでは税率が劇的に違いますから、低価格帯の施設にとっての宿泊税の負担感が重いのではないかということがあるように思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○代表者

方針としては、定額で幅広く一律に取るということになるかと思います。

○増田委員

ということは、幅広く一律に取ろうとした場合、今の税込総額を何とか維持しようとする、低価格帯の2000円を3000円、4000円と引き上げていくことになります。それは人頭税的な考え方からいうと適合するのですが、そうしますと、宿泊代金に占める宿泊税の比率に余りにも差異が出すぎて、例えば10万円以上の宿泊をされている方も5,000円の方も一律ですというのは、なかなか理屈としては通りにくいのではないのかとの感覚を私は強く持っているのですが、いかがでしょうか。

○代表者

宿泊者のみならず日帰りの方も広く薄くという意味で定額と申しました。

○増田委員

ということは、定額というのはそういう何か画期的な方法を将来思いついて、日帰りの方も含めて税金をいただけるようになった時のことを想定しているということですか。

○代表者

そういうことです。

○田中委員長

はい、ありがとうございました。では、そろそろ時間にもなるかと思しますので、質疑はこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【③京都簡易宿所連盟】

○代表者

よろしくお願ひします。簡易宿所を御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、一般的にはゲストハウスです。3,000円とか4,000円とか5,000円でやっている宿所。現行制度の税額でいきますと、我々のお客様にとっては大体7%ぐらいの率となります。一方で平均的な1万円ちょっと程度のお宿さんですと大体2%ぐらいの負担ですので、その負担感の差というところに、我々簡易宿所連盟としてはやはり不満と言うか、改善して欲しいという気持ちを強く持っています。では公平な制度というのは何かと考へた時に、やはり我々としては、一定のパーセントだとありがたいと感じています。先ほど旅館組合さんの話にもありましたように、泊・食の管理が難しいということが一部あるのかもしれないですが、昨今の流れ的には泊・食が分離している傾向にはあると思います。そのため、理想としては定率が望ましいと考へておりますが、もしそれが現実的ではないという場合でも、今の税額の低区分の価格帯の方を見直していただくことによって、課税対象の方の負担感を少しでも小さくしていただければと思ひています。

2つ目の点が、今色々な対策や施策に宿泊税を活用されているとは思ひのですが、市民から見てやはりわかりにくい。特に、よく最近ニュース等で感じるところは、混雑やごみといった問題への市民の方の不満。そういったところに効果的で、かつ市民の方にわかりやすい身近な形で宿泊税を活用していただけると、我々としても徴収して頑張っている甲斐があるなと思ひます。例えば、コロナ前に進めていらっしやったバスの前乗り・後ろ降りというのは結構好評だったと私自身も記憶していますが、それを再開していただくとか、祇園周辺の夜間のごみ箱なども一部寄付で賄っているものを京都市としても大々的に導入するとか、京都市民の方にとってもわかりやすく効果もある使い方をしていただけると嬉しく思ひます。

最後3つ目が我々事業者の事務負担の話で、電子申告ができるのはありがたいのですが、まだまだ改善の余地がございまして、何度も繰り返し入力しなければいけない情報の入力は自動入力で省けるようにするとか、我々低価格帯はほぼ全員が税額200円なので、500円とか1,000円の税額区分を入力する必要はないのですけれども、その部分も入力が必要といった様々な事務の手間。あと先ほどからも出ておりますが、やはり事前決済で宿泊税をいただくと一番我々としてはありがたい。その際に、OTAの手数料がかからない形にしていただけると本当に楽です。今、現行のOTAの中でもそれができるのが、AirbnbさんとBookingさん。そのような形を他のOTAにも広げていただきたい。ただこれも限定的で、我々のような価格帯ですと全員が1人200円なので対応可能なのですが、宿泊料金ごとに段階が発生すると、OTAもその複雑な設定ができないという話になります。先ほど申し上げた定率制がもし導入されれば、おそらくすべてのOTAで設定が比較的容易だという話を最近聞きました。そういう点からも

定率制というのは色々な意味でメリットがあるかと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。それではまず私の方から質問させていただきます。最初におっしゃった定率制についてですが、要するに現行制度は宿泊料金と宿泊税の比という意味でアンバランスがあるという御指摘であるとお聞きしました。その上で、例えば現行の2万円以下200円という区分の中に、更に宿泊料金5,000円以下は100円などとする区分を設けると、結果的には宿泊料金5,000円で100円なら2%ということになるとと思いますが、御意見の基本的な御主旨というのは、宿泊者が感じる負担感と公平感という点であまりにも差が出るようなことは避けて欲しい、あるいは比較的 low cost で宿泊する人に対する十分な配慮をして欲しいということであると理解してよろしいでしょうか。

○代表者

まず細かく分けることに関して言えば、手続が非常に面倒になり、手間がかかるので賛成ではないです。

あと、私のところのお客さんに関して言えば、事前に決済されている方がメインなので、宿泊税を払っているという感覚はございません。ただ、宿泊税が上がることによるデメリットを言いますと、宿泊される方は「関西で宿泊1週間」というふうに考えていらっしゃると思います。しかし、予約サイトでは宿泊税を含めた料金が表示されるので、宿泊税額が他府県に比べて高くなると、SEOランクというか検索エンジンの下に下がった表示となり、競争力がなくなるので、京都の宿泊施設が選ばれにくくなるということがあります。

○田中委員長

なるほど、わかりました。もう1点。宿泊事業者にとっては、例えば2%とか3%という定率制で宿泊税の計算をするというのはそれほど負担を感じないですか。

○代表者

逆に人数×税額という計算をする方が我々にとっては手間で、食事代なしの宿泊料金のみですので、パーセントでの計算はまったく手間ではないです。

加えて申し上げたいのは、今やはりOTAを経由したオンラインでの予約がほぼ主流になってきております。もし定率制が導入された場合には、宿泊税の事前決済が進むことが期待されます。そうすると事前決済で宿泊税を徴収する時の負担が軽くなるので、むしろ定率制の方が問題がないと思います。

○田中委員長

ありがとうございます。あと、委員の皆さん御質問があればどうぞ。

○川勝委員

最後のOTAの話は、消費税だったらもうそれができているが、宿泊税だとできないということだと思います。それとは別の質問で、さきほど税収の使い道についてお話を

いただいたかと思いますが、最初の団体を含めておそらく皆さんが共通して言いたいことというのは、何にどれだけ使われたのかという結果の透明性を高めてほしいのではなく、何にどれだけ使うのかというプロセスをもっとオープンにしてほしいということだと思います。それこそ普通税、一般財源であれば議会で決定するというプロセスがありますが、目的税だとどうしても内部で決めてしまうという形になってしまいますので、個人的にはその点も含めて目的税にこだわる必要はないと思っているのですが、観光業界というお立場からすると、やはり宿泊税収は観光目的・目的税でなければならないというこだわりがあるのでしょうか。私はもう少しオープンに議論をして決定するということを優先するのであれば、普通税でも良いのではないかと思います。極端に言えば、オープンな議論の結果としてすべて観光目的に使うという決定がなされたらそれは1つの結論だと思いますし、一部は観光課題の解決に使うべきだという決定がされたとしても、それはそれで一つの結論だと思うのですがいかがでしょうか。

○代表者

私も最初の団体がおっしゃられたことに賛成で、行政が決めるのではなく、事業者や色々な関係者が集まって観光政策を進めていくべきというのはそのとおりだと思います。その中で、宿泊税をどう使うのかという議論の前に、京都市の観光がどうあるべきか、どちらの方向に進んでいくのかという議論の中で、宿泊税の使い方を決めていくというのが本来だと思います。「宿泊税があるから使う」となると、どうしても予算があるので配分しなくてはいけないということになってしまいますし、先ほどの市の資料にも60億円足りないと書いてあったのですが、どうしても税金の額だけが目的になっていて、一番のボリューム層である1万円から2万円のお客さんの税額を高くするという議論になってしまうのがちょっと残念かなと思っています。何が言いたいかというのと、まず全体を決めて、その上で宿泊税を使っていくという方が本来の考え方なのかなと思います。

○川勝委員

はい。まず目指すべきビジョンがあって、それと整合的な形で用途を決めていくというプロセスが大事だというお話かと思います。

○代表者

我々としなくても、やはり京都の街を良くするために税収を使っていただければ嬉しいですが、いかんせんだのように使うかがはっきりしていなくて、「美しいまちづくりの推進」とか「情報発信の強化」とか、何だか分かるような分からないような…。それよりもやはり市民の方が本当に分かるようなところで有効な手立てで、効率的で分かりやすく、身近な使い方をしていただければと思います。

○川勝委員

だからそれをやろうと思うと本当に参加の機会というのが必要になるのではないかと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。一どうぞ。

○西垣副委員長

御説明ありがとうございました。先ほどもお聞きしましたが、京都市が実施されたアンケートの中では、まだ宿泊税について知らないだとか、あるいは払いたくないだとかそういった意見が多いということでしたが、先ほどのお話では、簡易宿所は事前決済が多いからあまり問題になっていないというようなお答えだったと思います。そこで、事前決済するような人は宿泊税について知っているからあまり文句がないのか、あるいは消費税や宿泊税もすべて含めて何円という金額を重視しているからあまり文句が出ないのか、その辺りのところについてお聞かせいただけますでしょうか。

○代表者

一番問題になるケースは、宿代を事前決済で払ったのに、宿泊税だけ現地で払う場合です。事前決済されたのは宿泊税を除いた宿代だけで、宿泊税はOTA事前決済でなく現地でいただいておりますという説明を毎回しないといけない。一部が現地決済、一部事前決済と混在した時に一番もめます。逆にすべてが現地決済の時はその割合は減ります。

○西垣副委員長

なるほど。それはやはり現地で宿泊税だけ払うということになると、それに対する意識が高まってしまうというようなことでしょうか。

○代表者

我々の価格帯のゲストは長期宿泊される傾向がございますので、一週間泊まられるとちょっと高い、という反応になるかと思います。

○西垣副委員長

予約する時には、あまり宿泊税についての認識はなかったということかも知れませんね。ありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので質疑応答はこれで終了させていただきます。本日はありがとうございました。

<議題(3) 答申の取りまとめに向けた協議>

○田中委員長

ここからは、次第3の「答申の取りまとめに向けた協議」です。これまでの事務局からの説明や関係団体ヒアリングを踏まえたうえで、本検討委員会としての答申の方向性について議論を進めたいと思います。答申の方向性については、事務局に御用意いただいた資料が示す方向性について、委員の皆様のご合意ができるかどうかというところにか

かってくるのではないかと考えています。その際にいくつか、前提になるお話を最初にさせていただきます。

今回の検討では、最初に京都市が作った宿泊税の制度設計を踏まえたうえで、その運用や現時点での宿泊税をめぐる状況がどうなっているのかという基本認識が必要になってくるだろうと思います。その基本認識については、資料で示されていますように、コロナ以前を更に上回るぐらいの極めて大きな訪問客がある状況で、様々な形で新たな行政需要が生じている、というのがおそらく出発点になるだろうと思います。そうした中で、宿泊税収として今48億円の収入があって、それに見合う内容の事業をしているところ、市の資料においては少なくとも更に62億円を積み上げた合計110億円規模の事業をする必要があると。そういう点からしますと、私はいつも申し上げているわけですが、この宿泊税に関して考える場合の最初のキーワードは「事業」だと考えます。一体どういう内容の事業をするのか、事業規模はどの程度のものなのかということがまず前提である。その次に、それを遂行していくための「財源」というのが2番目のキーワードになってくる。そこは、極めて単純な言い方をしますと、110億円の事業を賄うためには110億円必要です、としか一般論としては言いようがない。そのうえで、その財源を一体誰が負担するのかという3つ目のキーワードが、やはり「負担」の問題だと思えます。そして、事業と財源と負担の3つの間を行ったり来たりしながら、制度設計をしたり、あるいはその改正を図っていくというのが一般的な方向性であると私は理解しています。そういった中で、本日の資料に示されているように、アフターコロナの中で京都市が新たに宿泊税の活用を考えて遂行していかなければならない一定の事業があるということを考えると、やはり今の48億円規模を相当上回る程度の財源が必要になってくるのだろうと。そうすると、とりわけ現行の2万円以下の200円の区分に何らかの手を加えないと、少なくとも想定している事業の財源を確保するのは難しいというのがこの話の出発点になっていくだろうと思われまます。つまり、色々な意見や考え方が委員の先生方にもおありだと思えますが、やはり新たな行政需要を賄うためには相当程度の財源が必要になってくるという、このような基本認識でいいかどうかというのが1つ。

2つ目は、その財源を一体誰がどういう形で負担するのかという点で、負担構造をどうするのか。その際に、一定の階層について一定の配慮が必要かどうかということで、宿泊料金で言いますと低価格帯、あるいは高価格帯といったようなものへの配慮をどう考えたらいいいのかといったことが、おそらくその次に問題になっていくだろうと思います。このような大きく2つの方向性に関してある程度考え方が整理できるかどうかという点について、委員の先生方の御意見をお聞かせ願いたいと思います。では、最初に事業者等の対応も十分なさっていると思われる田中特別委員からお願いしたいと思います。

○田中特別委員

まず今、委員長の論点整理を聞かせていただいて、宿泊税の見直しに関しては、「事業」・「財源」・「負担」の3点からヒアリング結果等も含めてしっかりと焦点を定めて議論を展開することに私も賛同いたします。そういった意味で、宿泊事業者の各団体からのヒアリング、それから丁寧なアンケート調査をしていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

様々な意見がございますが、まずは事務局からお示しいただいた市民と観光客の双方が便益を享受する事業に関して新たな財源確保が重要であるということについては、一定の合理性が見出せると資料や各団体さんのヒアリングを通じて感じたところです。次に具体的な行政需要について、宿泊事業者アンケートで「宿泊税の使途に関して京都市の予算不足への充当はおかしいのでは」との回答があります。それを踏まえて資料を拝見したときに、どうしても宿泊税の活用先が既存事業に拡大していくというイメージを持ってしまいます。また、宿泊税の未充当事業のうち、観光客にも受益が及ぶ事業の1つの事例として、「雨水幹線の整備等の上下水道事業」が挙げられていますけれども、これだけで全体の事業費62億円の約3分の1を占める20.5億円が計上されています。これに関しては、観光客の受益に応じた割合分として計上されているものと思いますが、観光客、とりわけ納税者となる宿泊者に納得いただけるような、それ相当の算出根拠になっているかということに関しては、やはりもう少し精査が必要ではないかと感じています。改めて京都市の宿泊税条例を確認しますと、第1条に、「国際文化観光都市の魅力を高めるため、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を課する」と規定されています。この上下水道事業に関しては、確かに観光客にも広義な意味で受益が及ぶものと考えられますけれども、条例の趣旨からしても、この事業のために観光客、具体には「宿泊者」にこれだけの規模感の負担を求めるのは少し違和感を覚えました。まずは、資料6ページの「観光課題対策等の新規・充実事業」の部分について、「+α」と呼称するような添え物ではなくて、むしろこれをメインに据えてしっかりと検討すべきではないかと思いました。今後も持続可能な京都観光の実現を目指していく中で、観光客のニーズの変化に対応した、宿泊税の更なる増収に繋がる継続した観光振興と、大変重要な観光課題の解決という、この両面を見据えた新規充実事業にぜひ取り組んでいただければと思います。

また、宿泊税の増収分については、宿泊観光・滞在型観光の更なる促進に充当することで、観光客と市民の皆さんにも宿泊税の意義と宿泊税を財源とした事業の効果を実感いただき、加えて、宿泊・観光事業者への還元を含めて、新規・充実事業については、この先特にしっかりと検討いただきたいと強く思っています。宿泊観光事業者は、今インバウンドの需要拡大で大変活況をみっていますが、数年先、またパンデミックが起るかもしれませんし、今の構造のまま京都観光が順調にいくとも限りません。そうした中で、継続的に京都の魅力を発信していく、あるいはその整備をしていく、そういった継続的な観光振興というものも大変重要とだと思っています。

観光課題対策に関して、マナー、喧騒、時期、時間、場所の集中など、観光課題は市民生活への影響、とりわけ住民の不便益が注目されがちですが、一方で観光客の満足度が下がってしまうリスクに関しても、注意する必要があると思います。特に、世界の観光マーケットはその時代ごとのライフスタイルやトレンドで移り変わっていきまじ、パンデミックや戦争によっても目まぐるしく変化していきます。現在の観光は国同士の競争ではなくて、都市間競争が激化しています。松井市長が提唱される「突き抜ける世界都市」の実現に向けて、京都の悠久の歴史と新しさが調和しながら発展して、いつの時代も京都が人を魅了し、人をいざない続ける都市であり続けるためにも、観光振興やMICE振興施策への投資が必要であると考えます。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。では、続きまして矢ヶ崎委員お願いいたします。

○矢ヶ崎特別委員

はい、ありがとうございます。私は資料については、流れがよくまとまっているというふうに拝聴しておりました。また委員長がおっしゃられましたように、今の法定外目的税としての宿泊税制度を前提として、これを将来に向けて改善していくというスタンスで検討する、その時にはいくつかの視点があるということについても、そのとおりであると私も賛同させていただきたいと思っております。田中特別委員からもお話がありましたので、私の発言は少し短くて済むかなと思っておりますが、やはり資料6ページの考え方はとても大事だと思っております。

現在の未充当事業である62億円のところの妥当性についてはもう少し精査が必要かなとも思っておりますが、その際には、私は3つのキーワードで考えていく必要があると思っております。そもそも、京都の魅力というものがなければ物事は始まらないわけですが、今あるその魅力が5年後、10年後も大丈夫かというところに関しては常に危機感を持っておかないとある一定の水準を維持できないというのが観光の魅力のくせであり、特徴である。要するに、ある程度目に見えないものに対して、不断の投資をしておかなければ一定水準を確保できないというのが、観光のややこしいところです。加えて、今日も大変暑いですが、温暖化の影響もかなりやってくる。さらには、激甚災害ということで、東北が今大変な大雨で傷んでおりますが、そういったことがこの京都の地に起きないとも限らない。おどかすつもりは全然ないですが、今、業界では既に「クールケーション」という言葉が造語として生まれて定着し始めています。良質なお客様を中心に、より涼しい、より快適な、そういうディステーションはどこなのかということを経営的に探し始めようとなっている中で、それぞれの事業の適切さを考えるためには、この京都の素晴らしい魅力をどのように訴求し続けていくのかという観点、つまりまず魅力、そして安全、そして市民の皆様方の生活とのバランス、この3点がしっかり含まれているということがとても大事かなと思っております。

加えて、やはりこの「+α」のところ大事になる。今から5年後10年後を見通せ

というのなかなか難しいと思いますが、しかしながら準備をせねばなりません。その観点から言いますと、第1回目でも指摘を申し上げましたが、想定外のことが起こった時にどのようにするのかという観点を含めたイベントリスクのこと。それから、なかなか項目として出てこないですが「環境対応」について、京都において環境というものをどう咀嚼して、しっかりと都市の魅力にしていくのか、加えて京都市民の皆様ともその便益を共有できるようにしていくというのは、工夫の余地があるかと思います。例えば宿泊事業者の皆様にも、おそらく早晩数年以内に「お宅の宿泊施設はサステナブルですか」という問いかけが世界のお客さんからやってくる。世界のインバウンド市場では、その問いに「イエス」と言うために、国際認証を一生懸命お取りになられているということも起こってきています。プラスチック対応、フードロス対応、エネルギー対応、宿泊施設は結構そういうところにもお金がかかります。その辺りもしっかりと指導をしていきながら、京都の宿泊施設は世界に自信を持って「イエス」と言えますよ、というレベルにしていくということも宿泊税の使途として1つあるのではないかと考えました。感想めいたことになってしまいましたが、まずはいただいたお時間で申し上げたいことを申し上げました。ありがとうございます。

○田中委員長

はい、ありがとうございました。続きまして増田委員、お願いいたします。

○増田委員

はい。私の方からも2点申し上げます。まず両委員から期せずして御指摘のあった資料の6ページ、7ページですが、本日限られた時間で事務局の方から御提示いただくのには限度があるので致し方ないとはいえ、この7ページの「注」の文言が私は少し率直に言って気に入らないです。一般財源ベースの事業費のうち充当可能と考えられるということは、今やっている事業に宿泊税を充当できるのは幾らまでですという考え方です。これは違うでしょう。今やっている事業だけでは不十分なところに宿泊税を使いましょうというのは、先ほどからの業界の関係者のお話からはっきりしています。例えば祇園界隈の夜間のごみの処理、それはここでいうと、項目1-2の1行目の街頭ごみの収集処理です。しかし、このような既存事業に入れるというだけの考え方で執行したので納得はしていただけない。つまり、この6ページは、既存事業に入れられる金額にプラスして、新たに宿泊税としてこういう事業を起こさないといけないというものを列挙しないと納得いただけない。田中特別委員がやんわりおっしゃっていましたが、「雨水幹線の整備」と言われても、それが観光客に受益が及ぶものだと言って観光客の理解が得られるかということを考えれば、私はこの6ページ7ページは、このままでは駄目だと強く思います。

それからもう1つは、その負担をどのようにしていくのかとの議論の中で、10ページの「宿泊料金の分布と税率見直しの考え方」の表が間違っているのではないかと思います。非常に重要な表です。税率区分ごとの内訳で、令和6年度の予算推計でおおよそ4

8億を想定されていて、そのうち40億が2万円未満で、4億8千、2億4千となっている。これは計算どおりですからそれでいいですが、良く見ると、その横の宿泊料金の分布（宿泊人数ベース）というのが合いません。なぜそうなるかという、この宿泊人数ベースの根拠になっているのが宿泊事業者アンケートだからです。このアンケートはあくまでサンプル調査ですから、ものすごく偏りがあります。一言で言うと、高額帯に少し多めになってしまっている、つまり、低額のところにあまりアンケートに答えてもらえなかったということです。そのため、本来は宿泊人数ベースでも2万円未満が95%のところは80%ほどになっている。200円区分のところに入るといことは、100人の宿泊者数の内の95人のところに手を入れざるを得ないのです。その前提を、それより少ない80%で計算するというわけにはいかないということを強く強調しておきたいと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。いずれにしても事務局の方でも委員の御発言を全部聞いた後でまた丁寧にコメントをもらえればと思います。とりあえずは時間の関係もありますので、引き続いて委員の御意見を頂戴したいと思います。それでは内藤委員お願いいたします。

○内藤委員

ヒアリングを聞かせていただいた時に、観光振興だけではなく市民生活の向上があってこそということを各団体の方がおっしゃってくださって、私はとても嬉しく思いました。本当に観光というのは、社寺仏閣だけを見に来るのではなく、市民の生活や文化に触れるということが魅力の大半だと思いますし、やはり京都市民の生活というのは何をおいても大事であって、税の在り方のところで、観光課題対策とともに市民生活向上の実感が得られるということを柱として挙げておられますように、市民生活を第一に考えてほしいと思っています。

今、京都市の観光ホテルの方向性は、ラグジュアリーの施設を増やしていこうということになっており、バリアフリーの面からしてもラグジュアリーしか建たないぐらいになってしまっているというところで、京都市における宿泊施設の充実や観光のウェイトについてははっきり定めておかなければいけないし、ラグジュアリーが今後も増えていくと思うので、私はなるべく低価格のところの税額を増やさないで、高価格の方を見直すべきと思っています。人数が多い低価格のところ50円上げたとしても、人数が少なくても、高額な宿泊の税額を大きくすれば、あまり変わらないということになるのではないのでしょうか。

○増田委員

200円を100円上げたら増収額は20億円です。1,000円を2,000円にしても、増収額は2億4千5百万です。ですから10分の1ほど。だから資料では、増収効果を大きくするには200円のところに入るといおっしゃっている。

○内藤委員

それはそうですが、一泊30万、50万、100万というところもあるので、その率を上げるということが、なるべく低価格のところを上げないための工夫になるだろうし、それが一般市民的な感覚ではないかという気がします。そういうところから上げてくれたらいいという声を周囲からもよく聞くので、そこに焦点を当てていくというのが大事ではないかと思います。もう1つ、市民生活の向上ということに関して、何に使っていくかというのは先ほどおっしゃったように関係業界や市民も一緒にテーブルについて、意見を出し合って、一番自分たちにちゃんと響くようなところにお金が使えというような、そういうプロセスを作っていくことはとても大事だと思います。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。それでは続きまして佐々木委員お願いいたします。

○佐々木委員

ヒアリングや皆さんの御意見を伺っていて、これは宿泊税ではなく本当は「観光税」の話だろうと思いつつ聞いていました。なので、宿泊をされている方からだけ取っているのはどうなのかなと思いつつ、ヒアリングや皆様の御意見を伺っておりました。また、皆さんがおっしゃっていた例の6ページ、7ページの話で、観光客に受益が及ぶ事業と書いてありますが、では受益が及ばない事業はどうか。9ページのところで「住みたい・訪れたいまちづくり」みたいな話があって、6ページの「更なる取組」のところにも同様のフレーズがあるのですが、宿泊税と住みたい気持ちがどうリンクするのがちょっと私には見えにくいと思いつつ聞いておりました。

職業柄気になったので1点、キャッシュレス決済の件です。例えば固定資産税や他の税目をクレジットカードやキャッシュレスで払う時は、手数料が払う人負担だと思います。宿泊税だけなぜ宿泊施設負担なのかなというのは疑問に思っていて、そこは手当しないといけないというか、宿泊業者さんが負担する話ではないなというのが正直な感想でした。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして熊谷委員お願いいたします。

○熊谷委員

市民公募委員の熊谷と申します。知識的には皆さんに大分及ばないですが、若者の感覚としてお話をさせていただけたらと思います。私も宿泊税を使って事業をされるなら、もっと、何をするのか、どういったことに役立つのかということを知りやすくすると良いと思いました。税率のことについても、ボリューム層のところを増税すれば一番効果があるということは、計算上はそうだと思いますが、やはり低価格帯の宿に泊まるような世代としては、あまり上げてほしくないと思いました。私は京都出身ではないので、旅行者の感覚としても、今、若い人は京都に泊まるという選択はあまりできないと思っています。京都に観光したいという気持ちはありますが、滋賀だったり奈良だったり、

そういった周りの県に泊まって、電車などを利用する。京都に泊まるというのは10代20代ではそもそもあまり考えられない状況です。あと、観光について、魅力が重要というお話があったかと思いますが、京都はラグジュアリーなホテルが多くありますし、そういった格の高い宿泊施設を選んでいくというのもあるとは思いますが、一方で若者にとっては敷居が高いというか、幅広い世代に観光に来てもらいたい、リゾート地のような感覚ではなくて、気軽に国内旅行で色々な世代に来てもらいたいと思うのであれば、観光する人の負担をもう少し減らすように考えてほしいと思います。また、生活文化を見るのが観光だというお話もあったかと思うのですが、私の周りの若い世代では、特に今、例えば旅行で地方に行って、その場でただ観光地を巡るのではなく、観光地で何か作ったり、そこでしかできない製作体験をしたりといったところが流行だと感じております。その中で、京都の観光として目玉なのは寺社仏閣の見学だと思いますが、それだけだと、今後、若い世代に人気が出たり、変わらず観光地を保持していくのは難しいのではないかと私は思いました。以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。それでは続きまして北村委員お願いいたします。

○北村委員

もう既に色々な論点が各委員から出されましたので、それ以外のところで簡単にまとめたいと思います。資料6ページの行政需要のところ、62億という具体的な数字を出して具体的な事業が提示されており、これは基本的な方向としては当然のことだろうと思います。中身についての議論もございましたが、市民生活に関わる諸々の社会インフラのうち、観光客が使う部分は観光客にも一定負担してもらいますよ、という趣旨だと思います。そのことは非常に理屈としては分かると思いますが、いかに説明して理解を得ていただくかという、提示のプレゼンテーションの仕方をもう少し工夫されてもいいかなと思います。わかりやすく言えば、道路でも「皆さん来られた観光客が使われるでしょう、だからその補修分あるいは施設に関しては、一定のこういった計算の上で出した割合で御負担をいただきます」というような説明であれば当然のこととして分かりますが、そういったことを丁寧に御説明いただくと、より理解が深まるのではないかと思いました。

あと、法律等もあってなかなか難しい話ではあると思いますが、本日も関係団体の方から色々御指摘があった事務運用について、現在では電子決済などを前提にして、技術によってもう少し利便性や効率性の向上を図ることは可能だと思いますので、その辺りに対しての検討と言いますか、もう少し丁寧なやり方ができないかということもぜひ御検討いただければと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。続きまして川勝委員、お願いいたします。

○川勝委員

はい。次回にはもう答申を取りまとめるという段階で、あまり論点を増やすと委員長に怒られるかもしれませんが、やはり京都市の宿泊税を巡る議論というのは非常に全国的にも注目されており、その結果が与える影響も大きいと考えられますし、また私が専門とする地方財政の学会でも宿泊税を巡る重要論点になっていることを思うと、やはり受益者負担、それから目的税ということの妥当性の論点について触れないわけにいかない。検討の結果、やはりこの枠組みが正しいということであればそれで問題ないですが、一応検討をする必要があるだろうということです。

奇しくも委員長が整理されましたように、今回の税率見直しの背景には、たくさんの観光客が訪れて、それに伴って京都市の財政需要が膨らんでいるということがあって、その財政需要を賄うためには税率の見直しが必要だということであるならば、これは観光客がたくさんいらっしゃることに伴って必要となる、増える財政需要を賄うということが根拠になるわけなので、どちらかといえば受益者負担というよりは原因者負担という考え方の方が正当化できるのではないかと思うわけです。「原因者」という言葉は、非常に迷惑を掛けているような印象を与えるのですが、それは全然意味が違って、単純に今回の財政需要が増えている原因は何か、何に起因して増えているのかということになれば、やはりたくさんの方が訪れることが原因だということは明白なので、そうすると、これは原因者負担でないとなかなか説明できない。逆にいうと、受益者負担で説明しようとするとなかなか難しくなるのではないかと思うわけです。「受益と負担」の関係が法定外目的税では明確だと言っていますが、先ほどからも何度か意見が出ているように、実際には両者は既に不一致となっている。観光客や宿泊事業者だけでなく、一般市民にも便益が及ぶようになっているわけですし、それを切り分けることも難しいわけです。資料の6ページで試算いただいた金額についても、これらの事業により便益を受ける人というのはかなり多岐に及びます。仮に新たな事業に限定してリストアップしても同じだと思います。ですので、実際のところ受益と負担は不一致であるということをもっとしっかりと受け止めなければいけないですし、実態に合った課税の在り方ということを考えると、受益者負担から原因者負担というような課税根拠の見直しさえも、本来は必要ではないかというのが私の考え方です。

それから、先ほど上がっていた上下水道の話、たしかにおっしゃるとおりだと思います。ただ金額の規模はともかくとして、やはりたくさんの方が訪れることによって上下水道の利用が増える、あるいはごみ対策ではごみの処理量が増える。だから実は観光客がたくさん来られることによって発生する財政需要というのは、市民が一般に行政サービスとして受けているものが単純に増えるという部分があるということです。だからその部分の追加的な負担を、市民が全部負担するのかというと、それはちょっとおかしいのではないかと。やはり京都市を訪れる方にも一部負担していただいて、それに見合うサービスを我々市民としても提供していこうという形が望ましいのではないかと思うわけです。実際、道路や公共交通の混雑などの問題も、観光客がたくさん来られ

ることによって発生する問題でもありますし、実態として既に一般行政に及ぶようなところに負荷が掛かってきているということを正面から受け止めますと、宿泊税が目的税である根拠はもう失われているのではないかと思うわけです。ただ、そうはいっても宿泊税なのだから、それを市のお金が足りない部分に充てるというのはおかしいという意見はもっともだと思います。しかし、そうだとするならば、それはオープンなプロセスできちんと議論して決めればいいだけのことだと思います。目的税をやめて一般財源化したら変なことに使われてしまうのではないかというのは、京都市の財政民主主義が機能していないということを言っているのに等しいと思います。だから、オープンな場で議論して、何にどれだけ使っているのかを決定したということを見せてあげることが、この宿泊税には必要だと。先ほどの業界団体さんのお話を聞いても、やはり宿泊税にものごく貢献されている方達ですし、そういったことも踏まえながら、どのような使い方がみんなに喜ばれるのかということを経験する機会、もちろん最終的に議会が決めることになると思いますが、そういうプロセスがあってもいいのではないかと思います。少し話を広げてしまったかもしれませんが、やはりこの京都市という全国で注目度の高い都市で宿泊税の議論をするのであれば、このような本質的な議論を避けてはいけな

いと思いましたが、以上です。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。それでは西垣委員。

○西垣副委員長

委員の方からたくさん御意見をいただいて、今後回数が少ない中でこれをどのようにまとめていくのかという問題もあろうかとは思いますが、前回の議論を踏まえて、京都市で宿泊税を増税するのであればどの程度の税収規模が必要かというシミュレーションを7ページで出してもらいました。増田委員から御指摘いただきましたように、現行は一般財源で行っているこれらの政策を宿泊税で置き換えるというだけであれば、これらの政策というのはこれ以上の拡充がないわけです。ただし、更に検討が必要とはいえ、これらのものは目的税の使途として一定適切なわけですから、言ってみれば、これまでは、市民の貴重な一般財源がこういった目的税が充てられるべき支出に使われてきたというわけで、そこに宿泊税を充てることで、その分の予算をその他の市民に便益が及ぶような事業に使っていくことができるという側面があることも踏まえなければいけません。また、それぞれの政策の支出規模についても、これまでの一般財源の税収との見合いで決まったものであって、今般宿泊税が増税されたら、当然この政策規模も見直されるべきであり、先ほど御指摘があったような、例えばごみ収集だってもっと充実したものになるでしょう。そのため、62億という規模を出していただいたのですが、増税と併せて政策規模の見直しを行うのであれば、本来はもっと税収が必要なのだと思います。

一方で、観光客を受け入れる街のキャパシティを上げるための施策として重要なもの

であっても、宿泊税の用途という観点からいうと、近いものもあればちょっと遠いものもあるかと。そういう意味では、あくまでもこういう施策に使うとしたら現行これだけ使っているという、それが62億という意味だと解釈して、もう少し用途の議論を深めてもらうということが必要ではないかと思います。ただし私は、今示されている用途であれば宿泊税との間で大きな矛盾は見られないと思います。今日の委員の皆様方の意見を踏まえて、もう少しこの金額の出し方や行政需要の考え方について、議論を整理していただければと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございました。私からは1点のみ。川勝委員が論点を広げると委員長が怒るかもしれないとおっしゃられまして、それは私は全く怒りませんが、宿泊税を創設する際にも宿泊税の基本的な性格は何なのかということを中心に議論したような記憶があり、最初の答申の時にも原因者負担のニュアンスが入っていたような気もするので、それが全くなかったというように理解されるのはあまり適切ではないだろうということ念のため申し上げます。

最後に、各委員が色々なことを率直におっしゃっていただいたので、事務局の方から事実はどうだとか、現時点でコメントできる点についてお願いできますでしょうか。

○事務局（佐藤税務部長）

ありがとうございます。委員長が最初におっしゃられた事業の財源ということに関していえば、西垣先生がおっしゃられたことが正に我々の立場ということになります。どうしても公の場に出す数字ということになると、今年度やっている事業がベースになってしまって、まるで財源を付け替えるかのような見え方になってしまうところはお許しいただきたいと思います。新規充実事業をきちんとやっていく、その重要性はもちろんだと思っておりますし、それがなければ事業者の方からも、納税者の方からも、市民の方からも納得いただけないので、その責任を負っていくのは私どもだということも重々認識しております。それは具体的に制度設計をする時に、しっかりと対応していきたいと考えております。その他、負担の求め方の部分でも様々な御意見をいただきました。データの示し方などの御指摘についても、次回、御議論いただく時には工夫していきたいと思っておりますし、今日いただいた様々な意見をこちらなりに受け止めて考え方をまとめていきたいと思っております。以上でございます。

○事務局（神田財政担当局長）

行政需要の「+α」の部分については、基本的には今、部長がお話ししたとおりで、議会で議論いただける状態でもない中で、+αが何十億なのかというのはなかなか出せないでこのような書き方ですが、本当に重要なことは、既存事業かどうかということ以上に、やはり観光客の方にとっても意味がある、負担していただくのに足るような事業なのかどうかということと、そのように考えると、基本的にはやはり観光客の増加に対応していくための事業ということになってくると思います。

御意見をいただいた雨水幹線の話をしていただくと、これは防災対策という考え方で計上しています。具体的には、雨が降った時に道路に貯まった水を排水するための側溝の整備などで、事業区分上は下水道事業となっていますが、基本的には河川の風水害対策と同じような扱いです。ここは川勝委員の原因者負担の話でいうと微妙なところで、防災対策費は観光客が受益する経費ではありますが、観光客が来なかったからといって排水せずに貯めていてよいかということそんなことはないので、そこはなかなか微妙な辺りになってくると思えました。道路などは、交通量が減れば規模が小さくてもよいというように直接的にコストが対応しますが、防災関係はコストにかかわらずやらなければならないところがあり、そこは正に市民生活との調和という観点から宿泊税の対象として残したいのかという話だと思っています。検討して、また次回御議論いただければと思います。

○田中委員長

はい、ありがとうございます。そろそろ時間が近づいているわけですが、特にこれは言っておきたいという御発言はございますでしょうか。

○川勝委員

1点だけ、本日一番の論点は、税率見直しの根拠となる事業費だと思いますが、これを積み上げるのはなかなか大変で、将来的なものとならなるとおさらだと思えます。ただ、最終的には自分の意見に全く固執しないですが、受益者負担や目的税ということにこだわってしまうと、需要額は出せても、便益を金額ベースで出すのは不可能だと思います。これだけの便益が発生するからそれに見合った負担をしてもらおうという話をしようとすると難しくなってくる。まして京都市として、観光客のためだけではなく、広く市民一般に便益が及ぶような形で宿泊税収を使おうと考えておられるなら、なおさら説明が難しくなっていくのではないかと心配しています。そういう趣旨でコメントさせていただいたということでございます。

○田中委員長

ありがとうございます。色々と議論はおありかと思いますが、今日の資料、特に宿泊税を使って行う事業の内容等についてももう少し精査し、より具体的な表現が可能かということを含めて修正等が当然あり得るということをお前提としたうえで、今後の行政需要を一定程度見積もった場合にはやはり今の宿泊税収入では賅い切れず、その部分に対して一定の範囲で増収を図ることを考えざるを得ないというような方向で、一旦考え方の整理として提示してもらった方がいいと思います。そのうえで、今度は負担構造をどのように変えていけば良いかという点で、例えば低価格帯や高価格帯の宿泊に対してどのように配慮すべきかといったことも含めて、たたき台となる答申の原案を事務局で準備していただければ、今後の議論もより一層はつきりすると思います。その原案をベースにそれで良いかどうかとか、これでは不十分だとか、あるいはこの部分をもう少し手厚くする必要があるとかが、そういった形で少しずつ進んでいくという議論の進め方が一番建

設的というか、前向きな処理方法ではないかと思います。そのような意味で、とりあえずは本日議論した大筋の方向性を文章化していただいて、それを基に更に今後議論するというような形で進めるのが良いのではないかと思います、よろしいでしょうか。

○増田委員

基本的には整理していただいた方向で準備していただきたいと思いますが、その時に、従来採用していない定率制のメリット・デメリットを整理しておく方が良いのではないかと思います。今おっしゃられた「たたき台」の中に、参考扱いでもよいので、定率制にした場合にはこういう事務負担だとか、大変な問題が起きるとというような指摘も含めて提案していただけないかと思います。

○田中特別委員

その点については各団体の御質問等もありましたし、これまでの定額制のメリット・デメリットと比較できるような形で作っていただければありがたいと思います。

○田中委員長

ありがとうございます。京都市が採用している定額制と、色々な提案や議論がある定率制との違いや優劣、あるいは現実的な事務処理の問題なども含めて事務局の方で少し検討いただいたうえで、今後の答申案の中で議論するという事で進めさせていただきたいと思います。

では、そろそろ時間になりましたので、一応委員会としての議論はここで終了し、進行を事務局に返したいと思います。よろしくお願いします。

○事務局

皆様、ありがとうございました。次回の第3回検討委員会につきましては、8月下旬の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それではこれをもちまして、令和6年度第2回の京都市持続可能なまちづくりを支える税財源のあり方に関する検討委員会を閉会いたします。

以上